

国 土 国 第 472号  
平成21年3月31日

都道府県知事 殿

国土交通省土地・水資源局長

### 国土調査事業に係る財産処分承認基準について

国土調査事業における財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）のほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内市町村に対しては、貴職より周知されたい。

#### 記

##### 1 申請手続の原則（個別承認）

- (1) 補助事業者等が補助金等適正化法第22条の規定に基づき財産処分を行う場合には、別紙様式第1により国土交通大臣あて財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 国土交通大臣は、記1(1)の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じて、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、国土交通大臣が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すか若しくは条件を付さないことができる。

(3) 補助事業者等は、記1(1)の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

## 2 申請手続の特例（包括承認）

(1) 補助事業者等が、国土調査事業に支障がなく、かつ、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸付、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。次号において同じ。）には、記1(1)にかかわらず、別紙様式第2により国土交通大臣あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。

- ① 補助事業等の完了後10年を経過した補助対象財産
- ② 補助事業等の完了後10年を経過していない補助対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの
- ③ 災害又は火災により損壊した場合など、補助事業者等の責に帰することのできない事由により使用できなくなった補助対象財産

(2) 補助事業者等が記2(1)により国土交通大臣に報告した財産処分であって、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。

- ① 交換 交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
- ② 無償貸付け 使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること

(3) 補助事業者等は、記2(1)による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

## 3 間接補助事業者等の財産処分の取扱い

(1) 補助事業者等が、間接補助事業者等の財産処分の承認に当たり、当該財産処分に係る返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者等は、別紙様式3により国土交通大臣あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。

- (2) 補助事業者等が間接補助事業者等から記3(1)の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

#### 4 その他

- (1) 国土交通大臣は、記1から記3までにより補助事業者等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- (2) 国土交通大臣は、必要に応じ、記1(1)又は記2(1)により財産処分を承認した補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることがある。
- (3) 地域再生法（平成17年法律第24号）第21条の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
- (4) 本通知の発出日において、既に補助事業者等から国土交通大臣に財産処分承認申請が行われ、かつ、国土交通大臣が承認をおこなっていないものについては、本通知に基づき処理ができるものとする。

別表

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）	収益がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付</li> <li>・目的外使用により生じる収益（維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）の年間の実績額を報告すること（目的外使用的期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）</li> <li>・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	目的外使用により生じる収益（維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	収益がない場合	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分期限期間の残期間内、補助条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち国庫補助金等相当額
	無償	国庫納付（ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは処分期限期間の残期間内、補助条件を承継する場合その他国土交通大臣が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	当該補助対象財産に係る国庫補助金等交付額に、処分期限期間に対する残存年数（処分期限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額
交換（補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。）</li> <li>・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること</li> </ul>	交換差益額のうち国庫補助金等相当額
貸付け（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変	有償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付</li> <li>・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	貸付額のうち国庫補助金等相当額

更ること)	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	一
担保に供する処分（補助対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・当該補助対象財産に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
取壊し（補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他国土交通大臣が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	補助対象財産に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（補助対象財産の使用を止め、廃棄処分すること）		国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他国土交通大臣が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	補助対象財産に係る国庫補助金等交付額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

別紙様式第1

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

申 請 者 氏 名 印

国土調査事業に係る財産処分承認申請書

国土調査事業により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「国土調査事業に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日国土国第472号土地・水資源局長通知）記1の規定により、関係書類を添え下記のとおり、申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
  - (1) 財産処分区分
  - (2) 財産処分の相手方
  - (3) 財産処分の目的
  - (4) 財産処分する理由
  - (5) 財産処分後の管理
  - (6) 財産処分の工程
  - (7) 財産処分の対価
- 9 補助金返還額
- 10 補助金返還額の算出根拠
- 11 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第2

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

報 告 者 氏 名 印

国土調査事業に係る財産処分報告書

国土調査事業により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「国土調査事業に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日国土国第472号土地・水資源局長通知）記2の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び国費
- 8 財産処分の内容
  - (1) 財産処分区分
  - (2) 財産処分の相手方
  - (3) 財産処分の目的
  - (4) 財産処分する理由（包括承認となる根拠を明示すること）
  - (5) 財産処分後の管理
  - (6) 財産処分の工程
- 9 添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第3

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

報告者氏名印

国土調査事業に係る財産処分報告書（間接補助）

国土調査事業により取得（又は効用の増加）した財産の処分について、間接補助事業者等から承認申請があり、返納金の納付を条件に承認したので、「国土調査事業に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日国土国第472号土地・水資源局長通知）記3の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の数量
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る返納金額（国庫補助金等相当額）
- 8 財産処分の内容
- 9 添付書類（間接補助事業者等から補助事業者等への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料）